丁目2番20号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示				ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出	(経営	支援調	果)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係				
る通知の掲示 (5件)	(治山	林道語	果)	1
○漁船損害等補償法による同意成立	(漁業	(管理語	果)	8
○漁船損害等補償法による付保義務消滅	(	JJ	)	8
○漁船損害等補償法による同意を求める				
ための事前届出	(	"	)	8
公 告				
○高知県立春野総合運動公園の指定管理				
者の募集	(公園	下水i	首	
	課)			8
高知県選挙管理委員会告示				
○政治団体の設立の届出(2件)				9
○政治団体の届出事項の異動の届出				10
○政治団体の解散の届出				10
高知海区漁業調整委員会指示				
○野見湾及び須崎湾の周辺海域における	ちゃん	ばら	又は	
ちょうたろうの採捕に係る指示				10
告示				

#### 高知県告示第672号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい う。) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項 において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小 売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配 慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事 項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働 部経営支援課に提出することができる。

平成30年8月24日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

NTTファイナンス株式会社 代表取締役 坂井 義清

- (2) 届出者の住所 東京都港区港南一丁目2番70号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス南国店・手芸センタードリーム南国店 南国市篠原187番1ほか
- (4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 大嶌 秀 昭	佐賀県佐賀市高 木瀬町大字長瀬 930番地
小野株式会社	代表取締役 小野 兼 資	香川県高松市塩 屋町14-5

### (変更後)

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏 司	佐賀県佐賀市高 木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ドリーム	代表取締役 小野 兼 資	香川県高松市塩 屋町14番地 5

- (5) 変更年月日 平成26年9月1日
- (6) 変更理由

小売業者及び代表者の変更のため

2 届出年月日

平成30年8月8日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 南国市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

### 高知県告示第673号

平成30年3月高知県告示第259号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び安田町 役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1263番地
  - イ 氏名

鍵沢 役太郎

- (2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜村浦75番屋敷
  - イ 氏名

松田 辰代

- (3)ア 登記簿記載の住所 徳島県那賀郡幸野村大字幸野字大地57番地
  - イ 氏名

佐藤 栄次郎

- (4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜村浦75番屋敷
  - イ 氏名

松田 大吉

- (5)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町4728番地3地先
  - イ 氏名

室戸岬東漁業協同組合

- (6)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1132番地1
  - イ 氏名

植中 徳次

(7)ア 登記簿記載の住所

室戸市佐喜浜町1041番地

イ 氏名

森本 龍太郎

- (8)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1034番イ号地
  - イ 氏名

森本 盛卓

(9)ア 登記簿記載の住所

室戸市佐喜浜町1182番地

イ 氏名 田内 悦太郎 (10)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町都呂3番屋敷 イ 氏名 植元 亀松 (11)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1176番地 イ 氏名 植元 数馬 (12)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1180番地 イ 氏名 島崎 浅松 (13)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1176番地 イ 氏名 植元 鯛次 (14)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1181番地 イ 氏名 竹本 直太郎 (15)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1072番地 イ 氏名 池内 繁次郎 (16)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1175番地6 イ 氏名 藤本 藤馬 (17)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1172番地 イ 氏名 藤本 武男 (18)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1182番地 イ 氏名 田内 政太郎 (19)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1502番地2 イ 氏名 藤本 宇市 (20)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1179番地 イ 氏名

田内 浅太郎 (21)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1172番地 イ 氏名 藤本 梅吉 (22)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1070番地 イ 氏名 島崎 芳喜 (23)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1067番地3 イ 氏名 藤本 正利 (24)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1067番地3 イ 氏名 岡本 義信 (25)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1100番地1 イ 氏名 新川 吉之助 (26)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1068番地 イ 氏名 下崎 兼太郎 (27)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1076番地 イ 氏名 窪内 藤三郎 (28)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1075番地 イ 氏名 谷口 長太郎 (29)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区玉川二丁目8番11号 イ 氏名 山田 英路 (30)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1176番地 イ 氏名 原山 役吉 (31)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1188番地 イ 氏名

新川 多一郎

(32)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1070番地 イ 氏名 島崎 高春 (33)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1076番地3号 イ 氏名 新川 島吉 (34)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1055番地 イ 氏名 新川 磯次 (35)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1080番地 イ 氏名 寺内 徳浄 (36)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1070番地 イ 氏名 島崎 芳太郎 (37)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1109番地 イ 氏名 内藤 春重 (38)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1058番地1 イ 氏名 秋山 三喜太 (39)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1092番地 イ 氏名 植田 富松 (40)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1099番地 イ 氏名 窪上 徳馬 (41)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1153番地1 イ 氏名 窪内 喜代次 (42)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1161番地 イ 氏名 谷口 直吉

(43)ア 登記簿記載の住所

 $^{\circ}$ 

室戸市佐喜浜町都呂19番屋敷 イ 氏名 植田 伝之助 (44)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町都呂14番屋敷 イ 氏名 島本 龍馬 (45)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1015番地1 イ 氏名 浜吉 米太郎 (46)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地4 イ 氏名 田内 兼岩 (47)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地1 イ 氏名 大下 繁蔵 (48)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地 イ 氏名 浜内 源次郎 (49)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地 イ 氏名 池内 茂 (50)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地2 イ 氏名 坂本 兼十郎 (51)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1186番10号地 イ 氏名 田内 繁一 (52)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1121番地 イ 氏名 田内 喜之助 (53)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町都呂9番屋敷 イ 氏名 藤本 千太郎 (54)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1012番地

イ 氏名 谷口 岩次郎 (55)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1130番地2 イ 氏名 山崎 照重 (56)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1109番地 イ 氏名 内藤 芳松 (57)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1025番地 イ 氏名 川崎 春誓 (58)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1015番地1 イ 氏名 磯崎 岩四郎 (59)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1024番地2 イ 氏名 磯崎 三之助 (60)ア 登記簿記載の住所 大阪府吹田市南吹田五丁目27番5号 イ 氏名 前本 由紀子 (61)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1018番地1 イ 氏名 竹本 安吉 (62)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1045番地 イ 氏名 谷口 久太郎 (63)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1018番地 イ 氏名 清崎 秋太郎 (64)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1046番地2 イ 氏名 新川 亀次 (65)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1046番地2

イ 氏名

新川 菊松 (66)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 植田 於七 (67)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1025番地 イ 氏名 木村 武義 (68)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 田内 芳之助 (69)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1046番地2 イ 氏名 新川 梅松 (70)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1091番地 イ 氏名 森本 増次郎 (71)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 植田 万太郎 (72)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1047番地 イ 氏名 谷口 信 (73)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1048番地 イ 氏名 窪内 兼市 (74)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1039番地1 イ 氏名 松本 久之助 (75)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1047番地 イ 氏名 谷口 網吉 (76)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂49番屋敷下1番戸

イ 氏名

窪内 恒次

(77)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1049番地1 イ 氏名 新川 鹿次郎 (78)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1050番地2 イ 氏名 田内 勇次郎 (79)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1041番地 イ 氏名 森本 時次 (80)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1113番地 イ 氏名 藤本 梅市 (81)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1121番地 イ 氏名 田内 金松 (82)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1108番地1 イ 氏名 木下 辻馬 (83)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1100番地1 イ 氏名 新川 若市 (84)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地1 イ 氏名 泉本 貞一 (85)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地2 イ 氏名 森川 多三 (86)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1093番地1 イ 氏名 磯崎 仁太郎 (87)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1107番地 イ 氏名 窪内 政実 (88)ア 登記簿記載の住所

室戸市佐喜浜町1106番地 イ 氏名 植田 玉利 (89)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1098番地 イ 氏名 清崎 初太郎 (90)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 植田 豊馬 (91)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1104番地 イ 氏名 窪内 常馬 (92)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1104番地 イ 氏名 窪内 徳太郎 (93)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1096番地2 イ 氏名 田内 筆次 (94)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1173番地 イ 氏名 阪口 直次郎 (95)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町都呂22番屋敷 イ 氏名 植中 孫四郎 (96)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1090番地 イ 氏名 竿崎 政五郎 (97)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町都呂11番屋敷 イ 氏名 阪口 亀好 (98)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地6 イ 氏名 磯崎 駒吉 (99)ア 登記簿記載の住所

室戸市佐喜浜町993番地2

イ 氏名 坂本 コトメ (100)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地2 イ 氏名 坂本 菊馬 (101)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地2 イ 氏名 坂本 喜代市 (102)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 静馬 (103)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 加一 (104)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 秀馬 (105)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 千代吉 (106)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 光馬 (107)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1078番地 イ 氏名 窪上 与太郎 (108)ア 登記簿記載の住所 大阪府交野市藤が尾二丁目8番7棟503号 イ 氏名 坂本 大輔 (109)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1130番2号地 イ 氏名 山崎 辻松 (110)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1138番地1

イ 氏名

	藤本・徳松
(111)ア	登記簿記載の住所
	室戸市佐喜浜町1148番地 4
イ	氏名
	植元 照吉
(112)ア	登記簿記載の住所
	室戸市佐喜浜町1150番地
イ	氏名
	岡本 岸松
(113)ア	登記簿記載の住所
	室戸市佐喜浜町1148番地 2
イ	氏名
	植元 直馬
(114)ア	登記簿記載の住所
	室戸市佐喜浜町1039番地
イ	氏名
	松本 照次
(115)ア	登記簿記載の住所
	安芸郡安田町小川10番地
イ	氏名
	三谷 金吾
(116)ア	登記簿記載の住所
	室戸市佐喜浜町1145番地1
イ	氏名
	原山 久馬
(117)ア	登記簿記載の住所
,	室戸市佐喜浜町1138番地
イ	氏名
(118)ア	藤本 政重 登記簿記載の住所
(118) /	受記簿記載の任例 室戸市佐喜浜町1174番地
イ	氏名
-1	森川 貞太郎
(119)ア	登記簿記載の住所
(113) /	室戸市佐喜浜町1155番地1
1	氏名
	植元 義照
(120)ア	登記簿記載の住所
(==-, ,	室戸市佐喜浜町1067番地3
イ	氏名
	岡本 寅次郎
(121)ア	登記簿記載の住所
	室戸市佐喜浜町1039番地
イ	氏名
	松本 役吉

```
(122)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1106番地
  イ 氏名
     植田 銀之助
(123)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1133番地
  イ 氏名
     前川 道之助
(124)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町都呂5番屋敷
  イ 氏名
     松本 政市
(125)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町都呂42番屋敷
  イ 氏名
    谷口 ミサコ
(126)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1148番地2
  イ 氏名
     植本 達之助
(127)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1143番地1
  イ 氏名
     山田 鶴馬
(128)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1075番地
  イ 氏名
     谷口 兼四郎
(129)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町都呂11番屋敷
  イ 氏名
     阪口 浅次
(130)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町都呂11番屋敷
  イ 氏名
     阪口 時次
(131)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町都呂15番屋敷
  イ 氏名
     新川 総次
(132)ア 登記簿記載の住所
    室戸市佐喜浜町1084番地
  イ 氏名
     山崎 直松
(133)ア 登記簿記載の住所
```

```
室戸市佐喜浜町1080番地
  イ 氏名
     寺内 清義
(134)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町都呂11番屋敷
  イ 氏名
     阪口 好美
(135)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1143番地
  イ 氏名
     植本 代次郎
(136)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1077番地
  イ 氏名
     原山 長松
(137)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1075番地
  イ 氏名
     橋本 定馬
(138)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1148番地
  イ 氏名
     植元 静馬
(139)ア 登記簿記載の住所
    室戸市佐喜浜町1143番地
  イ 氏名
     植元 秀信
(140)ア 登記簿記載の住所
    室戸市佐喜浜町1070番地
  イ 氏名
     島崎 義喜
(141)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1058番地1
  イ 氏名
     植田 嘉寿吉
(142)ア 登記簿記載の住所
    室戸市佐喜浜町1029番地2
  イ 氏名
     植田 万太郎
(143)ア 登記簿記載の住所
     室戸市佐喜浜町1029番地
  イ 氏名
```

田内 弥三馬

室戸市佐喜浜町1013番地

(144)ア 登記簿記載の住所

イ 氏名 磯崎 磯馬

(145)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1007番地

イ 氏名

窪上 与太郎

(146)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1135番地

イ 氏名

藤本 昭弥

(147)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1600番地6

イ 氏名

植田 正穂

(148)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1095番地1

イ 氏名

植中 孫四郎

(149)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1672番地

イ 氏名

原山 静枝

(150)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1066番地

イ 氏名

植田 信明

(151)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1166番地

イ 氏名

松本 政一

(152)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1600番地73

イ 氏名

植元 明男

(153)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地

イ 氏名

浜内 茂

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示 第401号で指定された重要流域をいう。) に係るものに限 る。) で定めるところによる。

昭和58年10月農林水産省告示第1863号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

### 高知県告示第674号

平成30年3月高知県告示第272号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を檮原町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾﨑 正直

1 所在不分明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

高岡郡西津野村梼原505番屋敷

イ 氏名

中平 浅之丞

(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村梼原丙1983番地

イ 氏名

西村 正

(3)ア 登記簿記載の住所 高知市中須賀町76番地

イ 氏名

安藤 正子

(4)ア 登記簿記載の住所 高知市中須賀町76番地

イ 氏名

安藤 善勝

(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町梼原丙1737番地

イ 氏名

小崎 菖蒲

(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村昭和468番地

イ 氏名

西村 正

(7)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原村梼原丙1983番地

イ 氏名

小崎 繁蔵

(8)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原村梼原乙3642番地

イ 氏名

西村 繁太郎

(9)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町上本村600番地

イ 氏名

岡本 徳子

(10)ア 登記簿記載の住所 高知市万々379番地

イ 氏名

西村 正

(11)ア 登記簿記載の住所 高知市南元町18番地

イ 氏名

西村 正

(12)ア 登記簿記載の住所 土佐市高岡町甲848番地5

イ 氏名

西村 正

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月農林水産省告示第2372号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

### 高知県告示第675号

平成30年3月高知県告示第277号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を南国市役所及び檮原町 役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

イ 氏名

西村 正

(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡上倉村桑ノ川7番屋敷

イ 氏名

中山 覚馬

(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡上倉村大改野分無家

イ 氏名

西原 菊太郎

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

香美郡土佐山田町宮ノ口185番地

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月農林水産省告示第1398号(四を除く。)

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

### 高知県告示第676号

平成30年3月高知県告示第315号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を檮原町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村梼原239番屋敷
  - イ 氏名

西村 寛治郎

- (2)ア 登記簿記載の住所 須崎市緑町4番10号 サンメゾン302号
  - イ 氏名

西村 仁

- (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町梼原東4630番地
  - イ 氏名

西村 愛明

- (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村梼原乙909番地
  - イ 氏名

又川 達馬

- (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村越知面西分2162番地
  - イ 氏名

中越 清磨

(6)ア 登記簿記載の住所

愛媛県北宇和郡広見町大字国遠甲776番地

イ 氏名

沖田 シヅカ

- (7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町仲洞4924番地
  - イ 氏名

西村 寛治郎

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年11月農林水産省告示第2164号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

### 高知県告示第677号

平成30年3月高知県告示第321号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び関係 村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村加茂322番地1

イ 氏名

大寺 八郎

- (2)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町5464番地2
  - イ 氏名

仁井田 和久

- (3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田47番地2
  - イ 氏名

大久保 登

- (4)ア 登記簿記載の住所 安芸市東浜196番地10
  - イ 氏名

前田 順三

- (5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田46番地
  - イ 氏名

坂本 三郎

- (6)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山南町10番25号
  - イ 氏名

坂本 勝美

- (7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田101番地
  - イ 氏名

前田 圭介

(8)ア 登記簿記載の住所

安芸郡北川村和田31番屋敷

イ 氏名

坂本 儀太郎

(9)ア 登記簿記載の住所 愛媛県新居浜市北内町一丁目11番39号

イ 氏名

安岡 芳恵

(10)ア 登記簿記載の住所

安芸郡北川村和田47番地2

イ 氏名

仁井田 和久

- (11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡奈半利町乙1789番地
  - イ 氏名

中村 健次

- (12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡奈半利町乙4585番地
  - イ 氏名

坂本 儀一

- (13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田47番地2
  - イ 氏名

大久保 作雄

- (14)ア 登記簿記載の住所 奈良県大和高田市大字大谷560番地
  - イ 氏名

坂本 繁

(15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村来栖野289番地

イ 氏名

尾崎 龍助

(16)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村来栖野279番地

イ 氏名

沖本 浅次

(17)ア 登記簿記載の住所

幡多郡富山村住次郎40番屋敷

イ 氏名

森本 宙太郎

- (18)ア 登記簿記載の住所 高知市神田320番地 5
  - イ 氏名

仁井田 和久

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保

~

安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示 第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。)で定めるところによる。

昭和58年8月農林水産省告示第1484号(二及び三に限る。)

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

### 高知県告示第678号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾崎 正直

沖の島加入区

#### 高知県告示第679号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成26年8月高知県告示第501号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年8月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾崎 正直

沖の島加入区

#### 高知県告示第680号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦管に供する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸市

児 玉 義 彦 古 井 昭 博 山 崎 武 則

11

" (2) 加入区の名称

安芸加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

安芸漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成30年8月24日から同年9月7日まで

(2) 縦覧場所

安芸漁業協同組合

### 公 告

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成30年8月24日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 指定管理者が業務を行う都市公園の施設の概要
- (1) 施設の名称

高知県立春野総合運動公園

(2) 施設の場所

高知市春野町芳原及び春野町西分

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 都市公園における特定公園施設の利用の許可、特定公園 施設の利用の許可の取消し等その他の特定公園施設の利用の 許可に関する業務
- (2) 都市公園における利用料金の収受、利用料金の減免、利 用料金の環付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 都市公園の施設及び設備並びに物品の維持管理に関する業務
- (4) 都市公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び 実施に関する業務
- 3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、3の指定期間中、都市公園の利用において、県民の平等利用を確保し、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、都市公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。)による

もの

- 5 資格審査の手続
- (1) 指定管理者の指定の資格審査を受けようとするものは、(2)の資格審査申込期間内に、資格審査申込書に次に掲げる 書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出する こと。
- ア 定款、規約その他これらに類する書類
- イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
- ウ 資格審査申込書を提出する日の属する事業年度の前事業 年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書そ の他の経営状況を明らかにする書類
- エ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当し ない旨の誓約書
- オ 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税並びに 消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ グループでの応募の場合にあっては、その構成員の役割 分担に関する書類
- (2) 資格審査申込期間は、平成30年8月24日(金)から同年9月28日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年9月28日の消印のあるものまで受け付ける。
- (3) 資格審査の結果通知

ア 平成30年10月5日(金)までに、資格審査の申込者に電子メールで資格審査の結果を通知する。

- イ 指定管理者の指定の資格要件を満たさなかったものには、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。この場合において、当該通知を受けたものは、当該通知が発せられた日の翌日から起算して5日(日曜日等を除く。)以内に、書面により知事に対して当該資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。
- ウ 知事は、イにより説明を求められたときは、当該説明を 求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日 (日曜日等を除く。)以内に、書面により回答する。
- 6 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定の資格要件を満たしている旨の通知を 受けたもので、指定管理者の指定を受けようとするものは、 (2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」

という。) に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参 又は郵送により提出すること。

- ア 2の業務に関する事業計画書
- イ 2の業務に関する収支予算書
- ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
- (2) 募集期間は、平成30年8月24日から同年10月22日(月)まで(日曜日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年10月22日の消印のあるものまで受け付ける。
- (3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を 参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に8の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームムページ

(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/) からも 入手することができる。

- (5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 7 その他

県は、指定管理者と都市公園の管理運営業務に関する協定を 締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払 う。

8 資格審査申込書及び申請書等の提出場所、募集要項の配布場 所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部公園下水道課

電話番号088-823-9853

ファクシミリ番号088-823-9036

### -----

# 選挙管理委員会告示

### 高知県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月24日

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

### 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部	届出年月日
国民民主党高知県 第2区総支部 (前田 強)	田村隆彦	高知市本町四丁目 2 -39	0	平30· 6·11

### 高知県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者名	1		主たる事務所の所在地	届出 年月 日	
久保和昭後 援会	久保	和昭	久保 子	三代	香美市香北町 白川171-1	平30 • 6 • 7
岡本哲周後 援会	岡本	哲周	岡本	哲周	安芸市東浜 191番地4	平30 • 6 • 12
藤田伸也後援会	藤田	伸也	川村	明美	安芸市本町一丁目7-7	平30 • 6 • 12
宮田志野後援会	堅田	健一	八木郎	敬三	須崎市上分乙 626番地	平30 • 6 • 12
西山けい後援会	西村	哲夫	森光	教仁	須崎市大谷字 宮の西381- 37	平30 • 6 • 13
土森正一後 援会	北原	正	小川	靜子	四万十市具同 5447番地 3	平30 • 6 • 20
中野勇人後援会	浜田	嘉彦	吉田	元彦	高知市二葉町 4-14	平30 • 6 • 20
正一会	右城	一仁	山崎	隆之	四万十市中村 大橋通一丁目 2168-1	平30 • 6 • 29

### 高知県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 政党(国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	民進党高知県総 支部連合会 (近藤 強)	近藤強	異動なし	異動なし	平30 • 5 • 30
新	国民民主党高知 県総支部連合会 (前田 強)	前田 強			
旧	民進党高知県第 1 区総支部 (長尾 和明)	異動なし	異動なし	異動なし	平30 • 5 • 30
新	国民民主党高知 県第1区総支部 (長尾 和明)				
旧	自由民主党高知県トラック支部	岸 圭介	異動なし	異動なし	平30 • 5
新	(森本 敬一)	森本 敬			• 25

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	細川直己後援会 (細川 則子)	細川 直己	異動なし	異動なし	平29 • 11
新		細川 則			

旧	高知県トラック事業者政治連盟	岸 圭介	異動なし	異動なし	平30 • 5
新	(森本 敬一)	森本 敬			• 25
旧	  清水おさむ後援   会   (足達 秀夫)	異動なし	古谷 淳市	異動なし	平30 • 6 • 6
新	(定達 芳天)		杉藤 雄紀		. 0
旧	野町まさき後援 会 (野町 雅樹)	異動なし	異動なし	安芸市穴 内甲567 -2	平30 • 6 • 1
新				安芸市庄 之芝町 1 -52	

### 高知県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
細川直己後援会	細川 則子	平29・11・1
今橋寿子後援会	西森 武章	平29・12・30

## 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

### 高知海区漁業調整委員会指示第84号

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、平成30年8月20日に次のとおり指示した。 平成30年8月24日

人30平8月24日

(定義)

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

この指示において、「ちゃんばら」とはすいしょうがい科まがきがいを、「ちょうたろう」とはいたやがい科ひおうぎをいう。

(採捕の制限)

- 2 野見湾及び須崎湾の周辺海域において、3に定める制限区域 内では、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。 ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整 委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたものについ ては、この限りでない。
  - (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 委員会が特に認めた者

(制限区域)

- 3 ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に 掲げるとおりとする。
- (1) 点の位置
  - 点ア 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点
  - 点イ 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点
  - 点ウ 須崎市戸島高婆
  - 点エ 須崎市久通沖の碆漁場基点
  - 点才 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
  - 点力 須崎市角谷崎高碆共同漁業権境界基点
  - 点キ 須崎市角谷岬突端
  - 点ク 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点
  - 点ケ 点オから点カを見通した線から左に104度23分の線と 点カから点オを見通した線から右に44度19分の線との交
  - 点コ 点才から点力を見通した線から左に85度56分の線と点 カから点才を見通した線から右に49度2分の線との交点
  - 点サ 点オから点力を見通した線から左に27度15分の線と点 カから点才を見通した線から右に87度37分の線との交点
  - 点シ 点オから点力を見通した線から左に4度40分の線と点 カから点才を見通した線から右に132度36分の線との交 点
- (2) 区域
  - ア 区域1 (第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域) 点アから点エを見通した線から右に72度2分の線及び点 イウを結ぶ直線の延長線により区切られた海域中点アイ間 の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区 域並びに神島、中ノ島及び戸島の最大高潮時の海岸線から 沖合400メートルの線に至る区域
  - イ 区域 2 (第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域) 点オカを結ぶ直線の延長線、点イウを結ぶ直線の延長線 及び点クから磁針方位125度 0 分の線により区切られた海 域から点ケコ、点コサ、点サシ及び点シキを結ぶ 4 直線以 北の須崎湾を除く海域中点イケ間及び点キク間の最大高潮

時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に 至る区域

(殻長の制限)

4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、殻長 4 センチメートル未満のちゃんばら又は殻長 8 センチメートル未満のちょうたろうを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。

(承認証の携帯)

5 委員会の採捕の承認を受けた者は、ちゃんばら又はちょうた ろうを採捕しようとするときは、委員会が発行する当該承認に 係る承認証を自ら携帯しなければならない。

(報告書の提出)

6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間 の終了後速やかに、ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る 報告書を委員会に提出しなければならない。

(承認の取消し)

7 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則に違反してちゃんばら又はちょうたろうを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。

(事務取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する 事務取扱については、野見湾及び須崎湾の周辺海域における ちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認に関する事務取扱要 領によるものとする。

(指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成33年8月 31日までとする。  $\Box$